

花 泉 互 市 実 施 要 綱

- ① 開 催 日 春の互市 4月1日・2日・3日
秋の互市 11月1日・2日・3日
- ② 開催時間 午前9時30分～午後4時30分 *荒天による変更の場合あり
- ③ 開催場所 JR東北本線 花泉駅前通り
- ④ 主 催 花泉中央振興商店街協同組合
- ⑤ 後 援 仙北街商協同組合、花泉地域運営協議会
- ⑥ 協 賛 (一社)一関市観光協会花泉
- ⑦ 申請について 申請受理の流れについては別紙の通り
- ⑧ 出店申込 *出店申請書
*露店等の開設届出書
*道路使用許可申請書
*表明・確約書の記入、身分証明書の貼付(従事者全員分の提出)
*3日間出店できる方に限ります
*上記の書類を直接お持ちください。
- ⑨ 出 店 料 10,000円(1コマ3日間) 振り込みとする。振込期限 春 3月1日、秋10月1日まで
振込先 一関信用金庫 花泉支店 普通預金 No.1118729
花泉中央振興商店街協同組合 代表理事 千葉 仁
- ⑩ 提出方法 道路使用許可申請書は宮城県等遠方の方についてはFAX等も可。
- ⑪ 提出期限 *春の互市 2月15日 午後5時必着 期限厳守
*秋の互市 9月15日 午後5時必着 期限厳守
- ⑫ 出店区画 1コマは間口3.0m×奥行1.8m
- ⑬ 禁止事項 *区画外へのはみ出しや区画外での呼び込み行為
*互市出店者以外に関するセールス
- ⑭ 留意事項 *個人での申し込みを原則とします。ただし、団体・仙北街商組合につきましては、その代表者が出店者ごとの申込書を取りまとめて提出すること。
*暴力団関係者等は申込できません。
*必要書類を記載する場合は、消えないペンで丁寧に正確に記入してください。また署名・押印は必ず本人が行うこと。
*出店許可条件を遵守すること。
*閉店後は屋台、販売台等は道路の側帯線より出ないようにすること。
*開店、閉店時間は花泉互市実行委員会の指示に従うこと。
*販売品目で関係機関の許可が必要な品目の販売は掲示すること。
*出店申込者は実際にその場で従事する人の名前で申込むこと。
*お一人の名前で2店、3店など一括届出はできません。
*植木等のように商品が大量の場合は1コマ、2コマと各コマごとに連ねて届出がで
きます。
*常に責任者を常駐させ、申請者への連絡先を明らかにしておくこと。
*出店に必要なもの(水、電気、火気類等)は出店者が各自準備すること。

＊アルコール類の販売について瓶や缶を抜かずに販売される場合は税務署への『期限付酒類小売業免許届出書』が必要となります。

＊新規出店者は実行委員会で出店場所を指定します。

＊新規出店者向け説明会を後日開催します。

⑮ 交通規制時間 歩行者天国 9時～6時

	交通規制開始	交通規制解除	出店者物品等搬出時間
1 日	午前 9 時	午後 6 時	午後 4 時 3 0 分以降
2 日	午前 9 時	午後 6 時	午後 4 時 3 0 分以降
3 日	午前 9 時	午後 6 時	午後 4 時 3 0 分以降

なお、搬出時間については変更する場合があります。

⑯ テントについて ＊テントは各自準備することとし、容易に移動できるものであり指定コマからはみだして設置しないこと。

⑰ 食品の調理について ＊食品の販売に当たっては、事前に保健所に営業届を提出し、『営業許可証』を掲示すること。

＊前日調理したものを翌日に提供することは禁止します。

＊食品を扱う場合、常に衛生面に配慮し、食材、食品等を適切に保管すること。

＊テイクアウトしやすい形で販売すること。

⑱ ごみ処理等 ＊ごみ類を各自処分し、出店場所を使用前の状態に復すること。

＊出店区画及びその周辺の清掃を行うこと。

＊出店区画内及びその周辺等に油等を廃棄しないこと。

⑲ 駐車場 ＊業者用指定駐車場に奥から順序良くきちんと駐車すること。

＊車両を他人等の敷地に駐停車しないこと。

＊駐車場内におけるトラブルに関しましては一切責任を負いません。

⑳ 燃料の使用について

＊燃料(ガソリン・灯油・ガス等)を使用する場合は『消火器』の常設及び『露店等の開設届出書』を提出すること。また、店内の見取り図を提出すること。

＊ガスボンベ等は覆いをかけて使用し、露出して置かないこと。

㉑ 提出・お問合せ 花泉互市実行委員長 千葉 仁 (事業所名 (有)千葉無線商会)

一関市花泉町花泉字袋 28-9

電話 0191-82-3395 携帯 090-9637-4796